

●市内の障害者訓練・相談施設

市立さいわい福祉センター

市内に居住する知的・身体に障害のある人が地域生活でその人らしく豊かな生活が送れることを目的として、自立に向けての訓練、入浴やショートステイなどの介護事業、各種相談を行なっています。また、講座、講習会、施設貸出など地域のコミュニティの場としての事業も行なっています。

〈事業内容〉

◇自立支援事業

・就労移行支援事業（ピッコロ）

一般就労等を希望する方に、作業訓練や職場実習等を実施します。就労に必要な基礎的な体力・作業能力や協調性・社会的マナーの習得を目指しながら、希望や適性にあった就職や職場定着に向けて支援を行います。利用期間は障害者総合支援法にもとづき原則2年です。

・生活介護事業（ココナッツ）

医療的ケアの必要な重度の心身障害の方が、健康で楽しい生活が過ごせるよう、通所により日中活動を支援します。また、身体機能の維持、回復や社会参加を促進するための活動を取り入れています。

・地域活動支援センター事業（ハーブ）

作業訓練等を行いながら、各自のもっている力の維持、向上を目指します。また日常生活の訓練や社会参加の機会を通じて地域生活に必要な力を身につけて、自立心を養うために支援していきます。利用期間は3年です。

・機能回復訓練事業

15歳以上65歳未満の身体障害のある人に、機能維持と改善を図るための訓練と指導を行います。

◇介護支援事業

・日中一時支援事業およびショートステイ事業（コスモ）

知的および心身に障害のある人の家族等が次のような理由があるときに利用できます。①家族・介護者の入院や通院 ②事故被災の場合 ③近親者の冠婚葬祭 ④兄弟等の学校行事 ⑤レスパイト（介護者の休養） ⑥その他必要と認められる場合

日中一時支援は日中部分の利用のみ、ショートステイは宿泊がともなう利用となります。

・入浴サービス事業（ドルフィン）

65歳未満の身体障害者手帳1、2級の人で家庭での入浴が困難な人が利用できます。

◇居宅生活支援事業

・居宅介護事業

身体、知的障害をもつ人のニーズに応じてヘルパーの派遣を行います。

・移動支援事業

身体（視覚）、知的障害をもつ人の移動をヘルパーが支援します。

・同行援護事業

視覚障害をもつ人の移動をヘルパーが支援します。

◇障害者地域自立生活支援センター事業

障害のある人や家族に対して、総合的な相談支援を行います。

- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 専門機関の紹介
- など

◇育成事業

- ・講座・講習会事業
リズム体操、点訳、ことばの教室等
- ・グループ活動育成事業
音楽、織物、絵画等
- ・施設貸出し事業（利用時間 午前9：00～午後10：00）
市内在住、在勤の人に有料もしくは無料で部屋の貸出をします。
多目的ホール・音楽室・会議室

◆問い合わせ先 さいわい福祉センター TEL 042-477-2711 FAX 042-477-2750
〒203-0052 東久留米市幸町3-9-28

※事業によっては、利用料が必要となります。詳しくは、センターへお問い合わせください。

東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園

出生から乳幼児期、18歳までの児童のさまざまな発達の遅れや障害についての支援をおこないます。東久留米市内に居住する乳幼児を対象とした早期療育支援、障害や発達の遅れをはじめとした子育ての不安や悩みを一般相談、様々な障害児サービスの計画を作成する計画相談を行っています。また他機関に在籍するお子さんにも巡回相談、保育所等訪問支援等のサービスを実施しています。基幹のセンターとして地域のすべての子どもたちを人としての豊かな発達を促すサービスにつなげ、また必要な療育、訓練をおこない、すこやかな発達を援助することを目的として各種事業をおこないます。

＜事業内容＞

◇通園グループ療育（児童発達支援事業）

週5日登園、単独登園、集団療育を3つの柱を基本としながら、療育をおこなっています。障害種別は問わず定員は32名です。給食、バスでの送迎もあります。基礎グループとして3つのグループでの集団療育をおこなっており、運動機能訓練、言語訓練、摂食指導等個別にも対応した指導訓練をおこないます。

◆問い合わせ先 ・東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園
〒203-0023 東京都東久留米市南沢4-7-18
Tel. 042-467-3275 fax. 042-467-3276

◇発達相談室（基本相談支援事業、障害児相談支援事業、親子療育事業、巡回相談事業）

- ・基本相談支援事業
ことばがなかなか出ない、友達とうまく遊べない、偏食が激しい、寝返りをしない、歩かない、

福祉サービスを知りたい、使いたいなど、お子さんのことで心配な保護者からの相談を受けています。相談内容に応じて、一人ひとりに合わせた指導や訓練などの支援を提供します。

・障害児相談支援事業（計画相談）

児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所などの利用等の相談を行い、サービス等利用計画の作成をします。

・親子療育事業ひよこグループ

一人ひとりのお子さんの状況に応じた活動を通して集団への参加を促し、発達に必要な支援を行います。対象は、幼稚園や保育園就園前の乳幼児。週2日までの利用が可能です。

・きりんグループ

幼稚園等に通っているお子さんを対象に、小集団の活動の練習をします。

・巡回相談

保護者や園からの依頼に応じて、お子さんの幼稚園や保育園での様子を観察し、対応について話し合います。

◇保育所等訪問支援事業

保育園をはじめ幼稚園、学校、他事業所などで特別な支援が必要な児童のための訪問指導を行います。

◆問い合わせ先

・東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園

・わかくさ学園発達相談室（同センター内）

Tel. 042-467-5077

・わかくさ学園 分室（東久留米市滝山西部地域センター2階）

〒203-0033 東京都東久留米市滝山 4-1-10 2F

Tel. 042-420-9017 fax. 042-420-9018

* 基本は、わかくさ学園発達相談室（同センター内）042-467-5077 に連絡をお願いします。

精神障害者地域生活支援センターめるくまーる

精神的な病を持っていても、地域で生活する一人として尊重することをモットーに障害や病気を考慮しながら、いろいろな人との関わりを通じて、本来その人が持っている力を伸ばしていくことを目標に活動しています。

〈事業内容〉

心の病を持っている人のさまざまな相談に応じ、レクリエーション、食事会等を通じて社会参加の機会、オープンスペースを利用した交流の場を提供しています。プログラムは、メンバーとの話し合いで決めています。

センターの利用に際しては、登録手続きが必要です。

◆問い合わせ先

・精神障害者地域生活支援センターめるくまーる TEL 042-476-1335

〒203-0052 東久留米市幸町3-6-2 アトモスビル1階